

様式0

つくば市公園施設長寿命化計画

2019年3月

茨城県 つくば市

1. 都市公園整備状況

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
185 箇所	187.16 ha	9.18 m ² /人

(平成 30 年 4 月 1 日時点)

2. 計画期間

2019 年度 ~ 2028 年度 (10 箇年)

3. 計画対象公園

① 種別対象公園

種別	設置数	面積
街区公園	115 箇所	37.97 ha
計	115 箇所	37.97 ha

② 選定理由

計画対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のうち、街区公園とする。

4. 計画対象公園施設

① 施設種類別対象施設数

合計	園路 広場	修景	休養	遊戯	運動	教養	便益	管理	その他
5,346	797	449	961	433	2	7	141	2,556	—

② これまでの維持管理状況

日常点検は、公園・施設課により随時実施し、一部の公園では、母親クラブが年に 1 回実施している。また、定期点検は、専門業者が年に 1 回実施している。点検をとおして、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。

公園施設の異常が発見された場合は、補修、部品交換もしくは使用の中止等の措置を実施し、事故を予防している。

③ 選定理由

多くの公園施設が処分制限期間を超える設置年数となっており、老朽化が著しい施設も幾

つか見受けられるため、予防保全型と事後保全型に分類した上で、予備調査で整理された公園施設を計画対象とする。

対象とする公園は設置から 30 年以上経過した公園が約 5 割を占め、10 年後には約 6 割に達する見込みである。今後は、ストックマネジメントを導入することで、公園施設の長寿命化対策を実施し、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための健全度調査結果の概要

点検調査は、2017 年度と 2018 年度の 2 カ年で実施した。

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」と同遊戯施設の安全指針に則り、建築物 4 棟については 2018 年度に健全度調査を実施し、遊戯施設 401 基については 2017 年度実施の点検結果を用いて健全度判定を行った。

健全度調査の結果、健全度 A と判定された施設は 27 基（全体の 7%）、B と判定された施設が 124 基（同 31%）、C と判定された施設が 252 基（同 65%）、D と判定された施設は 2 基（同 0%）で、何らかの対応が必要な C 判定と D 判定の施設は全体の約 6 割以上となっている。

	合計	A	B	C	D
遊具 A	186	13	69	104	-
遊具 B	163	6	34	121	2
遊具 C	16	-	5	11	-
小型複合遊具	36	8	16	12	-
建築物	4	-	-	4	-
合計	405	27	124	252	2

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び公園の「利用状況」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

	高	中	低
遊具 A	104	-	82
遊具 B	123	-	40
遊具 C	11	-	5
小型複合遊具	12	-	24
建築物	-	4	-
合計	250	4	151

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園・施設課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設についての定期点検の頻度は、予防保全型管理の施設は年1回、それ以外の施設は5年に1回とする。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。

また、各施設の管理水準は、予防保全型管理施設についてはC判定以上を維持するものとする。また、事後保全型管理施設は、C判定となった場合に速やかに修繕を実施して安全管理に努めることとする。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

健全度が C 判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本として、健全度判定結果を考慮して設定する。

b. 遊具等、e. その他設備等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

既存の公園便所については、適宜「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等のバリアフリー基準に適合した構造に改築をすすめる。

2. 事後保全型に類型した施設

健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

舗装については、劣化や損傷が顕著（舗装面積の1/2以上）となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

3. 植栽の扱い

各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。

おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	411,815 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	384,733 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	27,082 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	41,182 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は1,730千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度：2023年度

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。